日 調 連 発 第 ３ ３ 号
平成２７年４月２８日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長（東京、新潟、岡山、福岡、札幌及び高松以外は、参考送付）あて標記の依命通知が別添のとおり発せられた旨情報提供がありましたので、参考のため送付します。

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第２６２号
平成２７年４月２１日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（東京，新潟，岡山，福岡，札幌及び高松以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については，平成２６年１２月２５日付け法務省民二第８５２号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において，本通達の別紙の３及び８については本年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが，当該登記所ごとに別に定める日（本年５月分）については，下記のとおりとされましたので，通知します。

記

１　平成２７年５月１１日（月）

東京法務局	品川出張所
同	城南出張所
同	町田出張所
新潟地方法務局	村上支局
同	糸魚川支局
同	十日町支局
岡山地方法務局	備前支局
同	倉敷支局
同	岡山西出張所
福岡法務局	朝倉支局

同　　久留米支局
同　　箱崎出張所
同　　粕屋出張所
札幌法務局　　西出張所
同　　日高支局

２　平成２７年５月１３日（水）
高松法務局　　丸亀支局
同　　観音寺支局
同　　寒川出張所

３　平成２７年５月１４日（木）
高松法務局

４　平成２７年５月１８日（月）
新潟地方法務局
同　　新発田支局
同　　佐渡支局
岡山地方法務局
同　　笠岡支局
同　　高梁支局
福岡法務局
同　　柳川支局
同　　八女支局
札幌法務局　　小樽支局
同　　南出張所
同　　滝川支局